

# 中央市若者世帯定住奨励金 交付対象チェックシート

## ① 対象となる若者世帯の要件(次の要件のいずれかに該当すること)



1) 交付申請日時点で夫と妻のいずれも満40歳未満であって、そのいずれかが世帯主である世帯

2) 交付申請日時点で満40歳未満である親(父または母)と中学3年生以下の子どもが同居するひとり親世帯

## ② 対象となる住宅の要件(次の要件のすべてに該当すること)



1) 中央市内で建築された一戸建てであって、玄関、居室、キッチン、トイレ及び浴室を備えていること。

2) 所有権保存登記の受付年月日が、平成31年4月1日以降である住宅であること。

3) 自らが居住するために取得した住宅であること。

4) 居住部分の床面積が50平方メートル以上であること。

5) 新築住宅または建売住宅の取得であること。

6) 併用住宅の場合は、居住部分の床面積が全体の2分の1以上であること。

7) 住宅の所有権を共有している場合は、若者世帯の持分割合が2分の1以上であること。

## ③ 対象住宅の取得に際しての借入の要件(次の要件に該当すること)

1) 対象住宅の取得に際し、金融機関から借入期間10年以上かつ借入金額1,000万円以上の住宅ローンの借入を行っていること。

## ④ その他の要件(次の要件のすべてに該当すること)



1) 過去にこの定住奨励金の交付を受けていないこと。

2) 中古住宅の取得でないこと。

3) 別荘などの一時的に所有する住宅の取得でないこと。

4) 既存住宅の建て替えによる住宅の取得でないこと。

5) 賃貸や販売等の営利を目的とする住宅の取得でないこと。

6) 相続や贈与による住宅の取得でないこと。

7) 道路の拡幅による立退きなど公共補償等による住宅の取得でないこと。

8) 市民税や固定資産税など市税その他市が有する債権を滞納していないこと(ご家族を含む)。

**上記の4つの要件をすべて満たす場合、中央市若者世帯定住奨励金の交付を受けることが出来る可能性があります。**

※本チェックシートは、中央市若者世帯定住奨励金の交付対象者であるかを確認する目安となるものであり、中央市若者世帯定住奨励金の交付を確約するものではありません。  
 ※中央市若者世帯定住奨励金の交付申請期限については、「所有権保存登記の受付年月日」から起算して3ヵ月を経過する日の属する月の末日となります。例えば、所有権保存登記の受付年月日が5月10日である場合、定住奨励金の交付申請期限は8月31日となります。